

稲沢市立稲沢北小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和5年4月

○ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、いじめを受けた児童は心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置について組織的に取り組み、児童が安心して学校生活が送れるよう、いじめのない学校をめざします。

○ いじめの防止等に関する具体的な取組 〔未然防止の取組〕

- 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりに努めます。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校作りに努めます。
- 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、異学年交流や体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図ります。また、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組めます。
- 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導します。

〔早期発見の取組〕

- 日頃から教師と児童の信頼関係づくりに努め、悩みを相談しやすい環境を整えていきます。また、保護者や地域社会との連携を図り、三位一体となって児童を見守っていく体制づくりに努めていきます。
- ささいな兆候を見逃さないよう、児童の様子を観察し、情報共有を図ります。
- 教育相談アンケートと、その結果を受けた教育相談を定期的実施し、児童が抱える小さなサインを見逃さないよう努めていきます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の相談機関などを紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

〔いじめに対する措置〕

- いじめの発見・相談・通報を受けたら、「いじめ不登校対策委員会」を中心に、迅速かつ組織的に対応します。情報を共有し、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定します。
- 被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すという姿勢で対応します。さらに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめ被害児童及び加害児童を注意深く観察し、再発防止に努めます。
- 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援をしていきます。
- 教職員相互の連携だけでなく、保護者と協力し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関とも連携を図り、取り組んでいきます。
- いじめが起きた集団へ多方面から働きかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを進めていきます。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、必要に応じて警察署や関係機関等とも連携していきます。

○ 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応します。また、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係機関との連携を図りながら対応していきます。
- ・ 事実関係の把握とともに、児童のケアを最優先に行い、重大事態の解決に向けて取り組んでいきます。
- ・ 児童及びその保護者に対し、情報提供を適切に行います。
- ・ 調査結果を、教育委員会を通じて市長に報告します。

○ 学校の取組に対する検証・見直し

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについて、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で検証し、見直しを図りながら実効性のある取り組みにし、いじめ防止等のための改善を図ります。